

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「政令」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）<u>並びに鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成24年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公告等)</p> <p>第1条の2 <u>知事は、法第7条第5項（法第12条第6項又は第14条第4項において準用する場合を含む。）又は法第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）に規定する場合において公聴会を開こうとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件（以下「公聴案件」という。）を公告するとともに、意見を聴こうとする利害関係人（以下「公述人」という。）にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の公告は、公聴会の日から3週間前までに行わなければならない。</u></p> <p>(意見の提出)</p> <p>第1条の3 <u>前条第1項の通知を受けた公述人は、公聴会の日から1週間前までに、当該公聴会に係る公聴案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書（以下「意見書」という。）を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「政令」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(議長)

第1条の4 公聴会は、知事又はその指名する者が議長となり、これを主宰する。

(運営)

第1条の5 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち公聴案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、その者が出席していないときは、その提出した意見書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

2 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

4 公述人及び発言を許された者の発言は、公聴案件の範囲を超えてはならない。

5 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

6 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

(調書の作成)

第1条の6 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(書類の提出)

第24条 略

(書類の提出)

第24条 略

(指定猟法禁止区域等の標識の寸法)

第25条 条例第2条に規定する標識の寸法は、次の各号に掲げる区域の標識の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 指定猟法禁止区域の標識 様式第21号

(2) 鳥獣保護区の標識 様式第22号又は様式第23号

(3) 特別保護地区の標識 様式第22号又は様式第23号

(4) 特別保護指定区域の標識 様式第24号

(5) 休猟区の標識 様式第21号又は様式第22号

(6) 特定猟具使用禁止区域の標識 様式第22号又は様式第23号

(7) 特定猟具使用制限区域の標識 様式第21号

別表 (第11条関係)

1～3 略

4 略

イ及びロ 略

ハ 河川法 (昭和39年法律第167号) による河川の管理のための行為又は砂防法 (明治30年法律第29号) 第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第3条第1項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域若しくは海岸法 (昭和31年法律第101号) 第3条第1項に規定する海岸保全区域の通常管理行為

ニ～ヘ 略

ト 電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備又は放送法 (昭和25年法律第132号) による基幹放送若しくは有線テレビジョン放送 (有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。) の用に供する放送設備の管理に必要な行為

チ～ワ 略

様式第12号 (第15条関係)

(表)

略		収入 証紙 貼り 付け 欄 (消 印を しな いこ と。)
略		
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条第1項の規定による狩猟免許を受けたいので、下記により申請します。		記 (1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可 (□にレ印を付し、番号に○印を付す。)
<input type="checkbox"/> 網猟免許	<input type="checkbox"/> わな猟免許	
<input type="checkbox"/> 第1 ライフル銃	猟銃・空気銃	号
<input type="checkbox"/> 第2 散弾銃	所持許	

別表 (第11条関係)

1～3 略

4 略

イ及びロ 略

ハ 河川法 (昭和39年法律第167号) 第3条第1項に規定する河川の管理又は砂防法 (明治30年法律第29号) 第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第3条第1項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域若しくは海岸法 (昭和31年法律第101号) 第3条第1項に規定する海岸保全区域の通常管理行為

ニ～ヘ 略

ト 電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者がその事業の用に供する設備、放送法 (昭和25年法律第132号) による放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送法 (昭和47年法律第114号) 第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設の通常管理行為

チ～ワ 略

様式第12号 (第15条関係)

(表)

略		収入 証紙 はり 付け 欄 (消 印を しな いこ と。)
略		
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条第1項の規定による狩猟免許を受けたいので、下記により申請します。		記 (1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可 (免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)
<input type="checkbox"/> 網猟免許	<input type="checkbox"/> わな猟免許	
<input type="checkbox"/> 第1 ライフル銃	猟銃・空気銃	号
<input type="checkbox"/> 第2 散弾銃	所持許	

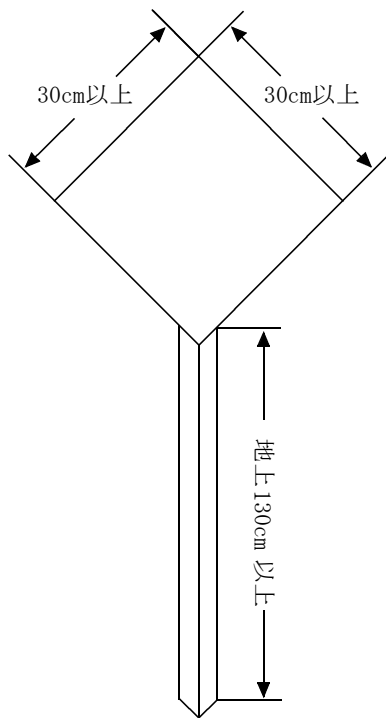
1種 銃猟 免許	3 空気銃 (圧縮ガス を使用する ものを含 む。)	可証番 号	年 月 日	1種 銃猟 免許	3 空気銃 (圧縮ガス を使用する ものを含 む。)	気銃 所持 許可 証番 号	交付 年月 日	年 月 日
	□第 2種 銃猟 免許	4 空気銃 (圧縮ガス を使用する ものを含 む。)			交付年 月日	□第 2種 銃猟 免許	4 空気銃 (圧縮ガス を使用する ものを含 む。)	猟銃・空 気銃 所持 許可 証番 号
(2) 受験を希望する会場名と年月日								
会場 名		年月日		略				
略				(裏)				
(3) 略				(2) 略				
略				略				
(4) 略				(3) 略				
略				略				
(5) 略				(4) 略				
略				略				

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第20号の次に次の4様式を加える。

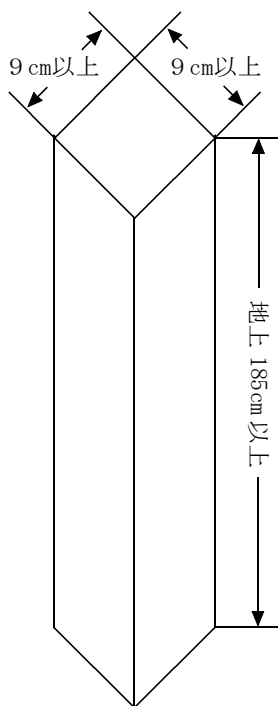
様式第21号 (第25条関係)



備考

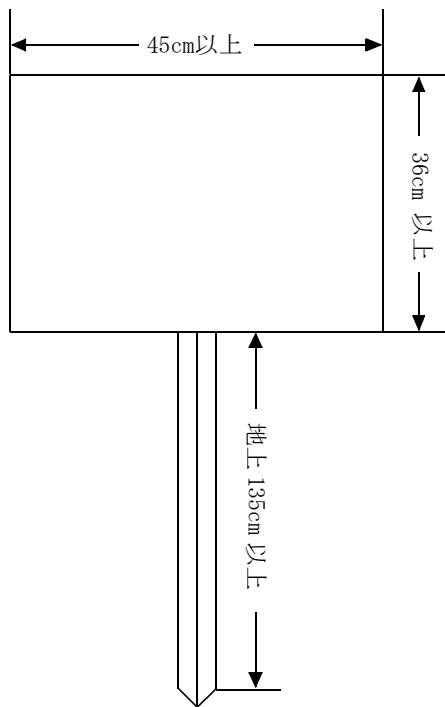
- 1 設置に当たっては、設置場所の積雪状況を考慮して高さを決定すること。
- 2 指定猟法禁止区域の標識の場合は、禁止する指定猟法を記載した補助板を設置すること。

様式第22号 (第25条関係)



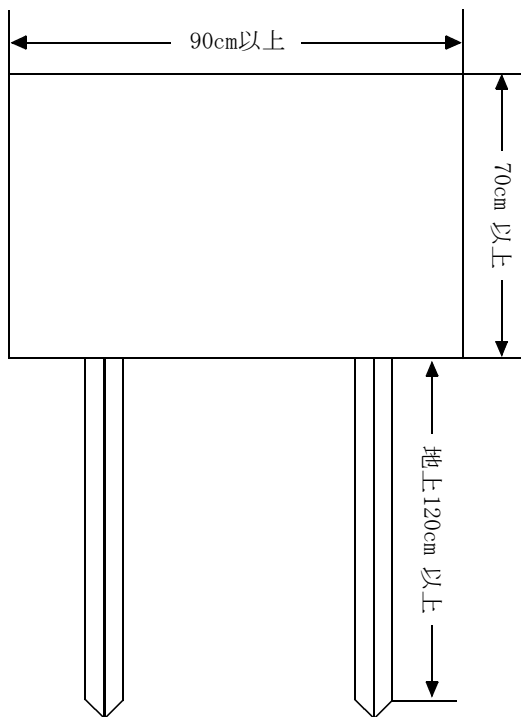
備考 設置に当たっては、設置場所の積雪状況を考慮して高さを決定すること。

様式第23号 (第25条関係)



備考 設置に当たっては、設置場所の積雪状況を考慮して高さを決定すること。

様式第24号 (第25条関係)



備考 設置に当たっては、設置場所の積雪状況を考慮して高さを決定すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則の廃止)

2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）は、廃止する。